

令和8年度第2回サービス管理責任者等研修（実践研修）実施要項 （サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修））

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を養成することを目的に実施します。

2 実施事業者

一般社団法人 青い森学館

3 研修日程

令和8年12月12日（土）～令和8年12月13日（日） 2日間

研修日時		科目名
12月12日 （土）	9:00～09:20	受付（9:20開講式）
	9:30～10:30	障害者福祉施策の最新の動向（講義）
	10:30～12:30	モニタリングの方法（講義・演習）
	13:30～18:30	個別支援会議の運営方法（講義・演習）
12月13日 （日）	9:00～09:20	受付
	9:20～11:00	サービス（支援）提供職員への助言・指導について（講義・演習）
	11:00～13:00	実地教育としての事例検討会の進め方（講義・演習）
	14:00～14:50	サービス担当者会議等におけるサービス（児童発達支援）管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）（講義）
	14:50～15:40	（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組（講義）
	15:40～17:30	サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）
	17:30～18:00	修了証書配布、閉講式

＊研修時間は変更する場合があります。

4 会場

青森県観光物産館アスパム

〒030-0803 青森県青森市安方1丁目1-40 TEL 017-735-5311

5 受講定員

100名

6 研修方法

- （1）「児童期」と「成人期」のグループに分かれて演習を行います。
- （2）演習のための事前課題を予定しています。（「11 事前課題」参照）
- （3）別紙「標準カリキュラム」に基づき研修を行います。

＊カリキュラムは変更する場合があります。

7 受講対象者

指定障害福祉サービス事業所（新規開設予定を含む）において、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事しようとする者で、次の受講要件1から3のいずれかに該当する者。

【受講要件1】

現在、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の資格を失効している者。

- ・平成30年度以前にサービス管理責任者等研修を修了し、これまでに更新研修を修了していない者。
- ・更新又は実践研修修了後、期限内に更新研修を修了していない者。

【受講要件2】

サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（別紙「実務経験要件（サビ管、児発管）」）を満たしている者で、基礎研修修了後、実践研修受講前までの5年間に於いて、2年以上の実務経験（相談支援業務又は直接支援業務）がある者。

【受講要件3】

次のすべてを満たしている者。

- ①基礎研修受講時、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（別紙「実務経験要件（サビ管、児発管）」）を満たしている。
- ②基礎研修修了後、実践研修受講前までの5年間に於いて、個別支援計画作成の業務に6か月以上従事している。
- ③個別支援計画作成の業務に従事することを指定権者に届け出している。

8 受講申込

一般社団法人青い森学館ホームページの受講申込フォームから申込み、必要書類を郵送してください。（簡易書留を推奨いたします。）【受講フォームからの入力】と【必要書類の提出】の両方をもって申込が完了となりますのでご注意ください。

（1）受講申込フォーム

受講申込フォームアドレス：<https://forms.gle/rk3iVd1obpBoNUUd7>

受講申込フォーム QR コード



(2) 提出書類

次の書類を下記提出先まで郵送してください。(簡易書留を推奨いたします。)

【受講要件1】でお申込の場合

- ① 受講申込書(法人代表者印押印)
- ② 平成30年度以前のサービス管理責任者等研修修了証の写し(これまで更新研修を修了していない場合は提出する。)
- ③ サービス管理責任者等研修更新研修又は実践研修修了証の写し(更新研修又は実践研修を修了していて、期限内に更新していない場合は提出する。)
- ④ 事業所設立予定の場合、事業所設立の事業計画書(様式は任意)を提出する。事業計画書に記載する事項は、事業所設立の時期、事業所開設の場所、事業所設立の動機、事業所設立の理念・方針、具体的なサービス内容などとする。

【受講要件2】でお申込の場合

- ① 受講申込書(法人代表者印押印)
- ② サービス管理責任者等研修基礎研修の写し
- ③ 実務要件に係る保有資格証明書の写し(該当者のみ)
*児童指導員任用資格の場合は、実務経験証明書(様式は任意)等の写し
- ④ 事業所設立予定の場合、事業所設立の事業計画書(様式は任意)を提出する。事業計画書に記載する事項は、事業所設立の時期、事業所開設の場所、事業所設立の動機、事業所設立の理念・方針、具体的なサービス内容などとする。

【受講要件3】でお申込の場合

- ① 受講申込書(法人代表者印押印)
- ② サービス管理責任者等研修基礎研修の写し
- ③ 実務要件に係る保有資格証明書の写し(該当者のみ)
*児童指導員任用資格の場合は、実務経験証明書(様式は任意)等の写し
- ④ 指定権者に届け出た「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の届出書の写し
- ⑤ 事業所設立予定の場合、事業所設立の事業計画書(様式は任意)を提出する。事業計画書に記載する事項は、事業所設立の時期、事業所開設の場所、事業所設立の動機、事業所設立の理念・方針、具体的なサービス内容などとする。

提出先

〒039-2655 青森県上北郡東北町字内蛭沢道ノ上 90-22

一般社団法人 青い森学館事務局

(3) 申込手順

- ① 申込フォームにて以下の必要事項を入力する。事業所設立予定の場合は入力可能な部分だけ入力してください。

- ・受講者情報(氏名、生年月日、電話番号、住所、職種・役職)
- ・受講決定通知送信など今後の連絡用メールアドレス
- ・法人名、法人代表者氏名
- ・受講者勤務事業情報(事業所名、電話番号、事業所の受けている指定サービス等の種類)
- ・修了を希望する研修
- ・実務要件に関連する資格の種類
- ・お申込する際の受講要件

- ・受講時の希望カテゴリ（児童期又は成人期）
- ・講師への質問（研修内容に関わる事）
- ・申込担当者名

②必要書類を郵送する。（簡易書留を推奨いたします。）

（４）申込期間

令和８年１０月１日（木）～令和８年１１月９日（月）

＊締切日より前に定員に達した場合、募集を停止する場合があります。

９ 受講決定

提出書類の受領後、２週間を目途に電子メールで受講の可否を通知します。受講決定者には受講料振込口座を記載した受講決定通知を送信しますので、期限までにお支払いください。

１０ 受講料

受講料として４０，０００円を徴収します。

＊入金いただいた受講料はいかなる場合も返金いたしません。

１１ 事前課題

課題の詳細は、受講決定通知送信時に連絡いたします。

１２ その他

- （１）研修の全日程を受講した方には修了証書を交付します。ただし、実務要件や申請内容等に虚偽があった場合、受講及び修了を取り消します。
- （２）遅刻、早退、その他受講態度が不良であると判断した受講者については、講師及び実施主体で協議の上、それ以後の受講を認めないことがあります。
- （３）会場の駐車場を利用した場合、半額券をお渡しすることができますが、駐車スペースに限りがあります。なるべく公共交通機関をご利用ください。
- （４）座席の配慮やサポートが必要な方については個別に対応させていただきますので、事務局までお申し出ください。なお、お申し出に対して十分に対応できない場合もございますので、予めご了承ください。
- （５）個人情報、当法人の運営管理の目的のみに使用します。また、青森県から名簿等の求めがあった際には提出します。
- （６）申込み後の連絡は電子メールで行います。確実に受信・閲覧できるメールアドレスでご登録ください。

１３ 申込書提出先・問い合わせ先

一般社団法人青い森学館 事務局

〒039-2655 青森県上北郡東北町字内蛭沢道ノ上 90-22

Email:customer@aoimorigakkan.com

(別紙)

「サービス管理責任者実践研修」標準カリキュラム

科目	内容・目的	時間数
1 障害福祉の動向に関する講義(1時間)		
障害者福祉施策の最新の動向【講義】	障害者福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2 サービス提供に関する講義及び演習(6.5時間)		
モニタリングの方法【講義・演習】	事業所のモニタリングについて、サービス等利用計画との連動性を念頭に置きながら、モニタリングの視点・目的・手法等について講義により理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。	120分
個別支援会議の運営方法【講義・演習】	・個別支援会議の意義、進行方法、会議において行うべき事項(個別支援計画作成時、モニタリング時)等について講義により理解する。 ・個別支援会議における合意形成過程について、模擬個別支援会議の実施体験演習を通じて、サービス管理責任者としての説明能力を獲得する。 ・模擬個別支援会議の体験をもとに、個別支援会議におけるサービス管理責任者の役割についてグループワーク等により討議し、まとめる。	270分
3 人材育成の手法に関する講義及び演習(3.5時間)		
サービス提供職員への助言・指導について【講義・演習】	・サービス提供職員への支援内容、権利擁護・法令遵守等に関する確認や助言・指導を適切に実施するための方法等について講義により理解する。 ・講義を踏まえて、受講者が事業所において実施している助言・指導業務について、グループワーク等により振り返るとともに、今後の取り組み方について討議する。	90分
実地教育としての事例検討会の進め方【講義・演習】	・事例検討会の目的、方法、効果等について講義により理解する。また、事例検討会の実施がチームアプローチの強化や人材育成にも効果を有することを理解する。 ・受講者が持ち寄った実践事例をもとに、事例検討会を行うことで、事例検討会の進め方を習得する。	120分
4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習(3.5時間)		
サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割(多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理)【講義】	・多職種連携や地域連携の実践事例を活用し、サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割(相談支援専門員との連携や関係機関との連携方法)について理解する。	50分
(自立支援)協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組【講義】	・(自立支援)協議会の意義、目的、活動内容等について理解する。 ・サービス管理責任者の業務を通して見出される地域課題を解決するための(自立支援)協議会の活用について実践報告等により学ぶ。	50分
サービス担当者会議と(自立支援)協議会の活用についてのまとめ【演習】	・サービス担当者会議や(自立支援)協議会に関する講義を踏まえ、多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントについてグループワーク等による討議を通じて、連携のあり方についてまとめを行う。	110分
合計		14.5時間

「児童発達支援管理責任者実践研修」標準カリキュラム

科目	内容・目的	時間数
1 障害福祉の動向に関する講義(1時間)		
児童福祉施策の最新の動向【講義】	児童福祉施策の最新の動向について理解することにより、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	60分
2 サービス提供に関する講義及び演習(6.5時間)		
モニタリングの方法【講義・演習】	事業所のモニタリングについて、障害児支援利用計画との連動性を念頭に置きながら、モニタリングの視点・目的・手法等について講義により理解する。事例を通じて、モニタリングの演習を行い、その手法を獲得する。	120分
個別支援会議の運営方法【講義・演習】	・個別支援会議の意義、進行方法、会議において行うべき事項(個別支援計画作成時、モニタリング時)等について講義により理解する。 ・個別支援会議における合意形成過程について、模擬個別支援会議の実施体験演習を通じて、児童発達支援管理責任者としての説明能力を獲得する。 ・模擬個別支援会議の体験をもとに、個別支援会議における児童発達支援管理責任者の役割についてグループワーク等により討議し、まとめる。	270分
3 人材育成の手法に関する講義及び演習(3.5時間)		
支援提供職員への助言・指導について【講義・演習】	・支援提供職員への支援内容、権利擁護・法令遵守等に関する確認や助言・指導を適切に実施するための方法等について講義により理解する。 ・講義を踏まえて、受講者が事業所において実施している助言・指導業務について、グループワーク等により振り返るとともに、今後の取り組み方について討議する。	90分
実地教育としての事例検討会の進め方【講義・演習】	・事例検討会の目的、方法、効果等について講義により理解する。また、事例検討会の実施がチームアプローチの強化や人材育成にも効果を有することを理解する。 ・受講者が持ち寄った実践事例をもとに、事例検討会を行うことで、事例検討会の進め方を習得する。	120分
4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習(3.5時間)		
サービス担当者会議等における児童発達支援管理責任者の役割(多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理)【講義】	多職種連携や地域連携の実践事例を活用し、サービス担当者会議等における児童発達支援管理責任者の役割(相談支援専門員との連携や関係機関との連携方法)について理解する。	50分
(自立支援)協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組【講義】	・(自立支援)協議会の意義、目的、活動内容等について理解する。 ・児童発達支援管理責任者の業務を通して見出される地域課題を解決するための(自立支援)協議会の活用について実践報告等により学ぶ。	50分
サービス担当者会議と(自立支援)協議会の活用についてのまとめ【演習】	サービス担当者会議や(自立支援)協議会に関する講義を踏まえ、多職種連携や地域連携の重要性、意義、ポイントについてグループワーク等による討議を通じて、連携のあり方についてまとめを行う。	110分
合計		14.5時間

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数		
			国家資格者※ ¹	有資格者※ ³	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示イ(1)(一)〕	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上
		b 更生相談所(身体・知的)、児童相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の方精神障害者社会復帰施設を含む。			
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設において相談支援の業務に従事する者			
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者			
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			
	(二) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示イ(1)(二)〕	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者		5年以上	8年以上
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		e 特別支援学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			

※1 上記(一)の相談支援の業務及び上記(二)の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※²による業務に3年以上従事している者(国家資格の期間と相談・直接支援業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士、公認心理師の資格をいう。

※3 上記(二)の直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業 務 内 容	実務経験年数		
			国家資格保有者※ ¹	有資格者※ ³	それ以外の者
障害児者（身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は児童（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示イ〕	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所（身体・知的）、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設（障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設において相談支援の業務に従事する者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			
	ロ 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示ロ～ホ〕	(1) 障害者支援施設、児童入所施設（障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上	8年以上	
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		(5) 学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずる業務に従事する者			

※1 上記イの相談支援の業務及び上記ロの直接支援業務に従事する者で、国家資格等※²による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・直接支援業務の期間が同時期でも可）

※2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、公認心理師の資格をいう。

※3 上記ロの直接支援の業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等）
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者